

御殿場市発注工事に係る現場代理人の常駐義務緩和について
(令和6年6月1日契約分から)

御殿場市建設工事請負契約約款第11条第3項に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務を、以下に定める要件に合致した場合、当該義務を緩和する。

1 緩和内容

発注者が特に認めた工事を2件まで兼任できることとする。

(当該工事のほかに1件の兼任が可能)

付帯工事及び本体工事と密接に関係すると認められる工事(随意契約で発注する関連工事等)を同一の工事とみなし、原則、同じ現場代理人を配置することができる。

2 対象工事の要件

(1) 請負金額

1件の当初請負額(税込)が4000万円未満(建築一式工事の場合は8000万円未満)の工事とする。

・【区分1】4000万円未満: 土木一式工事、舗装工事、管工事、電気工事

・【区分2】8000万円未満: 建築一式工事

(2) 工種

上記の同一区分の工事に限る。

(例) 土木一式工事と舗装工事の兼任⇒可能、土木一式工事と建築一式工事の兼任⇒不可

(3) 地理的要件

御殿場市内

3 業務の手続き等について

(1) 御殿場市発注工事間で兼任する場合

各々の工事の総括監督員と調整のうえ、「現場代理人兼任申請書」を工事2担当課へ1部提出する。

(2) 御殿場市発注工事と御殿場市以外の機関(国、地方公共団体等)の発注工事と兼任する場合

各々の工事の発注者と調整のうえ、「現場代理人兼任申請書」を工事1担当課または工事2担当課へ1部提出する。また、「御殿場市以外の発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類(打合せ記録等)」の写し及び「工事請負契約書の写し(工事名、工期、契約金額、発注者、受注者の記載のある箇所)」を添付又は後日提出する。

なお、御殿場市以外の機関の申請方法、書式等はその機関の規定等に従うこと。

4 常駐緩和を認めない場合

(1) 過去2カ年度及び本年度に御殿場市工事執行規則等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けたことがある場合。

(2) 過去2カ年度及び本年度に完成した当市発注工事において、工事成績評定6.5点未満の工事がある場合。

(3) 低入札の場合。

(4) 工事担当課が承認しない場合。

5 その他

(1) 現場代理人は、対象工事のいずれかに常駐しなければならない。

(2) 現場代理人は、1日1回以上は当該工事現場に駐在し、現場管理にあたらなければならない。

(3) 現場代理人は、発注者及び工事現場との連絡を確実に行うことができる体制をとらなければならない。

(4) 現場代理人が工事現場を離れるときは、現場の安全管理の徹底を図らなければならない。

- (5) 虚偽の申請や施工体制に不備等があった場合、緩和措置を取り消すとともに、工事成績評価に反映させ、契約解除や入札参加停止等の措置をとることがある。
- (6) 現場代理人が他の工事の技術者等を兼ねる場合も、同様の手続きを行うこと。
- (7) 御殿場市発注工事と御殿場市以外の機関の発注工事間で現場代理人を兼任しようとする場合において、要件をすべて満たす場合であっても、市以外の機関の規定等により兼任が認められない場合があることに注意すること。

現場代理人兼任申請書

年 月 日

発注者 御殿場市長 様

受注者 所在地又は住所
商号又は名称
代表者名又は氏名
(担当者氏名)
(担当者連絡先)

御殿場市発注の下記の工事に係る現場代理人を兼任したいので、承認願います。
なお、両工事の施工に当たっては、関連法令を順守し、安全管理及び工程管理に留意するとともに、現場代理人と発注者との確実な連絡体制を確約します。

記

現場代理人氏名			連絡先(携帯電話)	
工事 1 (先行工事)	番号・工事名			
	工 事 箇 所	御殿場市 地内		
	請負金額 (税込)	¥	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	発注者・部署		担当監督員 氏名・連絡先	
工事 2 (兼任先新規工事)	番号・工事名			
	工 事 箇 所	御殿場市 地内		
	請負金額 (税込)	¥	工 期	年 月 日から 年 月 日まで
	発注者・部署		担当監督員 氏名・連絡先	

上記工事 1・工事 2 における現場代理人を兼任することについて承認します。

年 月 日 工事 1
総括監督員 課

年 月 日 工事 2
総括監督員 課

年 月 日 管財課長確認

※御殿場市発注工事と御殿場市以外の発注工事間で兼任しようとする場合は、他機関の総括監督員等の署名に代わるものとして、「御殿場市以外の発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類 (打合せ記録等)」の写し及び「工事請負契約書の写し (工事名、工期、契約金額、発注者、受注者の記載のある箇所)」を添付又は後日提出してください。

手続きの流れ

■御殿場市発注工事間で兼任する場合

受注者 ①各工事の担当監督員と調整

②申請書作成

③工事2【兼任先新規工事】担当課へ提出

工事2担当課 ④管財課へ指名停止・65点未満の工事が無いかの確認を行う。管財課は確認後、署名。

⑤工事1担当課【先行工事】（総括監督員）へ承認確認。

工事1担当課 ⑥兼任を認める場合、総括監督員が承認の署名

工事2担当課 ⑦総括監督員が承認の署名

⑧受注者及び工事1担当課【先行工事】へコピーを渡す

※原本は工事2【兼任先新規工事】担当課が保管

受注者 ⑨主任技術者等通知書に承認を受けた写しを添付して提出

■他機関発注工事と兼任する場合

受注者 ①各工事の担当監督員と調整

②申請書作成

③御殿場市発注工事が先行工事の場合は工事1【先行工事】担当課へ、他機関発注工事が先行工事の場合は工事2【兼任先新規工事】担当課へ提出

※この際、他機関の総括監督員等の署名に代わるものとして、「御殿場市以外の発注者が兼任を承認したことがあきらかな書類（打合せ記録等）」の写し及び「工事請負契約書の写し（工事名、工期、契約金額、発注者、受注者の記載のある箇所）」を添付又は後日提出。

工事担当課 ④管財課へ指名停止・65点未満の工事が無いかの確認を行う。管財課は確認後、署名。

⑤兼任を認める場合、総括監督員が承認の署名（適宜、御殿場市以外の発注者へ確認の連絡）

⑥受注者へコピーを渡す

受注者 ⑦主任技術者等通知書に承認を受けた写しを添付して提出

※申請書の工事名は付帯工事があっても本体工事の工事名を記入。金額は本体工事分のみ。